

第3期 ゆうきの地域福祉計画

～やさしさをつむぐまち 結城～

平成30年度～平成34年度



平成30年3月

結城市

1 地域福祉とは

近年地域における福祉課題は複雑多様化してきており、既存のサービスや仕組みだけでは対応することが困難になってきています。また、東日本大震災などの大規模災害を経験し、災害時における避難行動が困難な人の支援の重要性が再認識されています。

さらに、生活困窮者自立支援法が施行され、様々な要因により生活に困窮している人の自立を支援するための方策についても、地域社会が抱える新たな課題としてその対応が求められています。

このような中、今後は福祉分野だけに限らず、保健・医療、教育など、さまざまな分野が連携し、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築と、地域の支え合いによる取り組みが期待されています。

本計画は、地域住民、福祉関係者、行政などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる結城市の実現を目指します。

子育てを相談しあえる仲間がいるといいんだけどな…。



災害のときに助けあったり、犯罪を防げるような近所のつながりがあると安心だよな。



ボランティア活動やNPO活動に参加したいけどどうしたらいいの？



すべての市民が安心して、生活が送れるよう、市民、事業者、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「**地域福祉**」です。

2 計画の位置付けと期間

「第3期ゆうきの地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「第5次結城市総合計画」の部門別計画としての性格を持っています。

また、子ども、高齢者、障害者などの福祉に関連する本市の分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

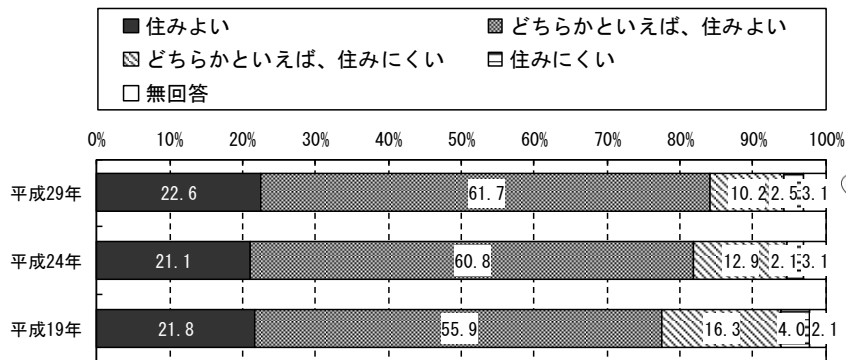
平成30年度 から 平成34年度 まで

3 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、平成29年7月に市民2,500人を対象にアンケート調査を実施し、1,132件（回収率45.3%）の回答がありました。ご協力いただきありがとうございました。

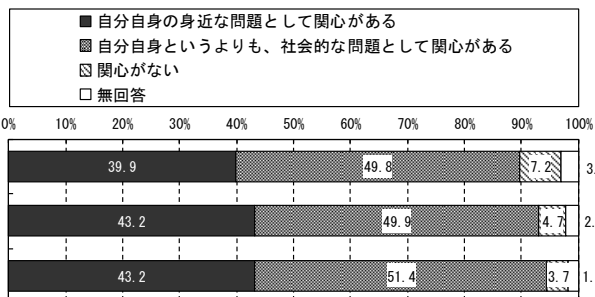
結城市の住みよさは平成19年、平成24年調査と比較すると「住みよい」と回答した人が増えています。

○結城市の住みよさ

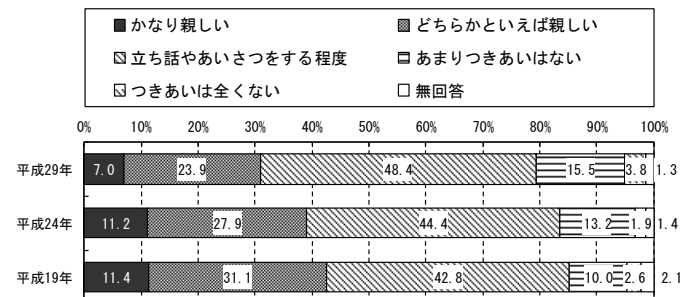


その一方で・・・福祉に対する関心の減少や近所付き合いの希薄化が進んでいます。

○福祉に対する関心

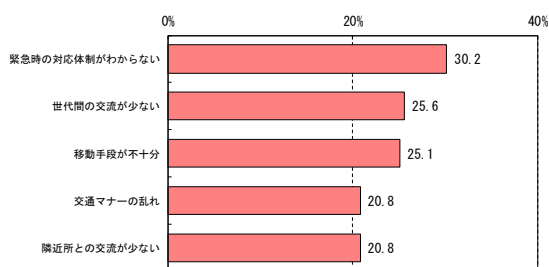


○近所の人との付き合い



地域の問題点・不足していると思うものは、「緊急時の対応体制がわからない」、「世代間の交流が少ない」、「移動手段が不十分」が多くなっています。

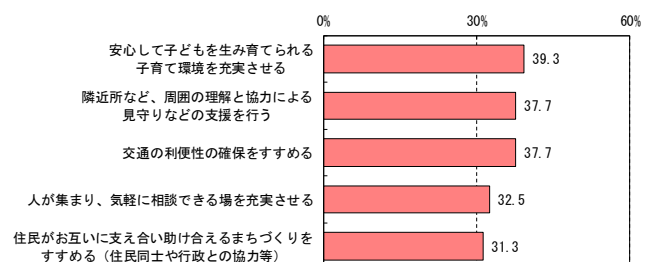
○地域での問題点・不足していると思うものについて



※上位5位を抜粋

福祉施策を充実していくために、重要と考える取り組みは、「安心して子どもを育てられる子育て環境を充実させる」、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」、「交通の利便性の確保をすすめる」が多くなっています。

○福祉施策を充実していくために、重要と考える取り組み



※上位5位を抜粋

4 計画の基本理念と具体的な取組

すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるように、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支え合う地域づくりを目指します。

やさしさをつむぐまち 結城

■市民が主体となるまちづくり

地域の実情に合わせて、住民自らが主体となって身近な地域で地域福祉を推進できるようにします。

■自己実現できるまちづくり

人としての尊厳をもって暮らすことができるよう、自己の意思に基づく自己決定により生きがいを実現できるようにします。

■つながり・ささえあいのあるまちづくり

生活課題を持った人を特別視することなく、同じ地域社会の構成員として、地域においてつながり、お互いを支え合う行動ができるようにしていきます。

基本
理念

基本目標

施策の方向性

やさしさをつむぐまち

結城

【基本目標1】
安心して利用できる
福祉サービスの充実

1. 総合的な情報提供の充実
2. だれもが相談しやすい体制の充実
3. 権利擁護などの推進体制の充実
4. 支援が必要な人への福祉サービスの充実

【基本目標2】
住み慣れた地域で
生涯暮らせる福祉のまちづくり

1. 地域福祉推進機関の充実
2. 地域福祉事業の計画的な推進
3. 地域包括ケアシステムの充実
4. 福祉サービスの質の向上

【基本目標3】
住民参加でふれあいのある
コミュニティづくり

1. 地域福祉の担い手づくり
2. ボランティア活動の振興
3. 安心・安全・共生のまちづくり
4. 避難行動要支援者対策の充実
5. 虐待防止・人権擁護の充実

基本目標1 安心して利用できる福祉サービスの充実

地域において福祉サービスや支援を必要とする人が、必要とする多様なサービスを総合的に利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進するとともに、総合的な相談体制の充実を図ります。

また、成年後見制度などの権利擁護の推進、生活困窮者への自立支援に取り組みます。



市ではこんなことに取り組んでいきます！

1. 総合的な情報提供の充実

広報やホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板などを最大限活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。

2. だれもが相談しやすい体制の充実

子どもや高齢者、障害者についての相談や、子育て、医療、健康問題などに関する相談など、市民の日常生活に生じるさまざまな課題に対する身近な相談支援体制づくりに取り組みます。

3. 権利擁護などの推進体制の充実

判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の支援を行います。

4. 支援が必要な人への福祉サービスの充実

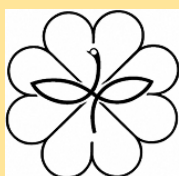
生活困窮者に対して、早期に適切な支援を実施するため、庁内及び関係機関との情報共有と連携を図り、相談体制を充実させ、自立を促進していくための包括的な支援体制の構築に努めます。

地域ではこんなことに取り組みましょう。



住民は、
地域の中で困っている人がいたときには、各種
相談窓口にご相談するよう勧めましょう。

民生委員・児童委員は、
住民の多様な相談に適切に対応できるように、
相談力量の向上に努めるとともに、必要な最新
の情報収集を行います。



民生委員・児童委員とは？

民生委員は、地域社会の中で生活に困っている方、児童、障害者、高齢者、ひとり親世帯などの相談者として、福祉事務所など関係機関への協力活動を行い、社会福祉の増進に努めています。現在、本市には89人の民生委員・児童委員がいます。

基本目標2 住み慣れた地域で生涯暮らせる福祉のまちづくり

市民が住み慣れた地域で、安心な暮らしを享受できるよう、保健・医療・福祉など各種福祉サービスの充実を図るとともに、支援を必要とする人が各種サービスを安心して利用できるように、総合的にサービスを提供できる地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

また、福祉サービスの提供にあたっては、サービスの質の向上を図り、利用者本位の福祉サービスの充実を図ります。



市ではこんなことに取り組んでいきます！

1. 地域福祉推進機関の充実

市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を担っています。これまで以上に関係機関や団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。

2. 地域福祉事業の計画的な推進

対象分野別の個別計画を推進し、進捗状況の点検・評価を行い、適宜、見直しを行います。

3. 地域包括ケアシステムの充実

地域で安心して暮らすことができ、支援が必要な方一人ひとりが支援を受けられるよう、福祉・保健・医療の関係者が連携し、地域包括ケアシステムを拡充・深化させ、地域共生社会の実現を目指します。

4. 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上及び量の確保に向けて、研修や人材確保の取り組みを支援します。福祉サービスの事業内容の検証・評価、指導を行い、適正なサービス提供を目指します。

地域ではこんなことに取り組みましょう。



住民は、
地域の見守りなどを通じて、地域の問題の把握
や解決方法の検討などに努めましょう。

社会福祉協議会は、
地域福祉活動計画に基づき、他の地域福祉推進
の担い手同士の相互連携に努め、地域包括ケア
システムの構築を図ります。

サービス事業者は、
地域に根ざす事業者として、地域における社会
資源であることを認識し、地域福祉の担い手
であることを自覚します。



社会福祉協議会とは？

地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の推進するため、地域の特性に応じた各種の福祉サービスや相談、ボランティアの活動推進、共同募金への協力など、地域の福祉ニーズに対応した様々な活動を行っています。

基本目標3 住民参加でふれあいのあるコミュニティづくり

市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、市民同士のつながりの変化や高齢化、住民の減少など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに助け合い、支え合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気がつける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。



市ではこんなことに取り組んでいきます！

1. 地域福祉の担い手づくり

民生委員・児童委員等の協力を得て、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、ひとり親世帯など日常生活に不安を抱える方に対応した支援活動の拡充や孤立予防などの地域における見守り・支援体制の整備に努めます。

2. ボランティア活動の振興

地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かすことができるよう、社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めます。

3. 安心・安全・共生のまちづくり

消費者犯罪や詐欺犯罪に対する啓発、防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

4. 避難行動要支援者対策の充実

大規模災害等の“もしも”に対する強い地域を構築するため、地域住民を中心とする防災体制の整備を促進するとともに、避難行動支援制度の周知と登録、避難支援者の協力を継続的に行っていきます。

5. 虐待防止・人権擁護の充実

児童虐待、高齢者虐待やDV防止に向けた相談・防止体制の整備を図るとともに、啓発活動を充実していきます。

地域ではこんなことに取みましよう。



住民は、
障害者や高齢者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょう。

ボランティアは、
福祉情報の提供、講師などの人材の派遣等に協力します。

社会福祉協議会は、
車いすの貸し出しや高齢者疑似体験、各種講座・教室を行うなど、各学校や地域における福祉教育活動に協力します。

みんなですすめよう！
ゆうきの地域福祉！



第3期 ゆうきの地域福祉計画 概要版 平成30年3月

発行・編集／結城市 社会福祉課

〒307-850 茨城県結城市大字結城 1447

TEL 0296-32-1111 (代表) FAX 0296-32-5917

URL <http://www.city.yuki.lg.jp/>